

りょうりょうきん
利用料金

そくだん しえんけいかく さくせい むりょう
ご相談や支援計画の作成は無料です。
けいやくご せいかつし えんいん てつだ
契約後の「生活支援員」によるお手伝いには
つぎ りょうきん
次の料金がかかります。



えんじょ ないりょう 援助の内容	りょうりょうきん 利用料金
<ol style="list-style-type: none"> ふくし りょうえんじょ 福祉サービス利用援助 にちじょうせいかつじょう てつづ えんじょ 日常生活上の手続き援助 にちじょうてき きんせんかんり 日常的金銭管理 	<p>かい し かん えん 1回1時間まで 1,600円 いこう ぶん えん かん 以降30分ごとに600円が加算されます。</p> <p>ただし、日常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、又は金融機関において代理により援助を行う場合は、1回1時間まで 2,000円になります。</p>
<ol style="list-style-type: none"> しよるいどう あす 書類等預かりサービス 	<p>きほんりょう えん ねんかん 基本料 2,000円(1年間) りょうりょう えん げつ 利用料 500円(1か月)</p>

- ◆生活支援員宅から利用者宅までの往復の交通費は利用料金に含まれますが、利用者宅から金融機関等への移動にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。
- ◆一部市町村においては、利用料の減免制度を実施しています。
- ◆生活保護世帯は無料です。

この事業に
対する苦情は

けいやく むす しちやうそんしゃ かいふくし きやうぎ かい また さいたまけん しゃかいふくし きやうぎ かい
契約を結んだ市町村社会福祉協議会 又は 埼玉県社会福祉協議会
の苦情受付担当者にご相談ください。
かいけつ む と く
解決に向けて取り組みます。

- 不満や苦情は、よりよいお手伝いを行うために役立ちますので、遠慮なくお話しください。
- あなたが苦情を言ったことで、社会福祉協議会の専門員や生活支援員が、あなたにつらくあたり、差別するようなことはありません。
- この事業の運営監視を行う「埼玉県運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。

くじやうそくだん さいたまけん うんえい てきせい かい いんかい でんわ
苦情相談:埼玉県運営適正化委員会 電話 048-822-1243

ご相談・お問合せ先 ~相談は無料です。~

ご相談 お住まいの市町村社会福祉協議会

お問合せ

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会
（午前9時～午後5時 ※土日・祝日・年末年始除く）

電話 048-822-1299
FAX 048-822-1406

あんしん生活を支援します。

福祉サービス利用援助事業

あんしんサポートねっと

安心して生活が送れるように、定期的にご訪問し、
福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。

◆この事業は、社会福祉法に定められた「第二種社会福祉事業」です。

ご利用できる方

生活していく上で、一人で判断することに不安のある
高齢者や知的障害・精神障害などの方

対象とならない方(例):お身体に障害があるが、判断能力に問題のない方。ご本人の利用意思が確認できない方。
ご本人の判断能力の低下により契約内容の理解が困難な方。等

相談は無料です。お気軽にご相談ください。

あなたの秘密はまもります。

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会